

## 社会福祉法人にこにこ福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にこにこ福祉会（以下「この法人」という。）の役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、役員たる理事長、理事、監事、並びに評議員、評議員選任・解任委員会外部委員及び第三者委員をいう。

2 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。

4 第三者委員とは、この法人が設置経営する事業所の第三者委員をいう。

5 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益あって、その名称の如何を問わない。

### (報酬等の支給対象者と支給事由)

第3条 役員等に対しては、次の各号に定める職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

2 常勤の理事として、理事長業務に従事した場合

3 常勤の理事として、当法人の職員を兼ねている場合

4 常勤の理事以外の理事、評議員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務に従事した場合を対象として、報酬を支給する。

(1) 理事会、評議員会並びに参画する各種委員会等の業務

(2) 前号以外で、理事長の命を受けて法人または事業運営のために行った業務

5 監事への報酬等の支給は、非常勤の者を対象として、次の各号に定める業務に従事した場合を対象として、報酬を支給する。

(1) 理事会、評議員会並びに参画する各種委員会等の業務

(2) 前号以外で、理事長の命を受けて法人または事業運営のために行った業務

(3) 業務監査及び会計監査の業務

6 評議員選任・解任委員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務に従事した場合を対象として、報酬を支給する。

(1) 評議員選任・解任委員会の業務

7 第三者委員への報酬等の支給は、非常勤の者を対象とし、次の各号に定める業務に従事した場合を対象として、報酬を支給する。

(1) 第三者委員会の業務

(2) 苦情に対する業務

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、各号に定める金額とする。

- (1) 報酬 : 別表1に定める額
- 2 非常勤の理事、評議員、監事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 3 評議員選任・解任委員会外部委員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 4 第三者委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、各号に定める時期とする。

- (1) 報酬: この法人給与・退職金規程第7条の規定に準じて支給する。
- 2 非常勤の理事、評議員、監事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席または、法人または事業運営のための業務にあたったつど現金で支給する。
- 3 評議員選任・解任委員会外部委員に対する報酬は、委員会への出席のつど現金で支給する。
- 4 第三者委員に対する報酬は、委員会への出席または、苦情対応業務の完結のつど現金で支給する。

(出張等)

第6条 役員等が、理事長の命を受けて法人または事業運営のため出張する場合は、別に定める社会福祉法人にこにこ福祉会旅費規程に基づき旅費などを支給する。

- 2 役員研修(理事・評議員・監事業務の研鑽に係る研修)については、研修に係る教材などに係る費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(理事及び監事の報酬総額)

第8条 第2条で定める役員のうち、理事長・理事及び監事に支払う各年度の報酬総額は、4,222,000円を超えない範囲とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会において決議する。

## 附 則

- 1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人にこにこ福社会役員等報酬規程（平成24年4月1日適用）及び評議員選任・解任委員等報酬規程（平成29年2月10日適用）は2021年（令和3年）3月31日廃止する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬額	
	理事長	月額 280,000円
理事	月額 15,000円	

別表2 (非常勤の理事、評議員、監事の報酬)

区 分	報酬額	事 由
理 事	1回 6,000円	理事会・委員会出席
	1回 6,000円	理事長の命を受けて法人又は事業運営のために行った業務
評議員	1回 6,000円	評議員会・委員会出席
	1回 6,000円	理事長の命を受けて法人又は事業運営のために行った業務
監 事	1回 6,000円	理事会・委員会出席
	1回 6,000円	理事長の命を受けて法人又は事業運営のために行った業務
	1回 10,000円	業務監査・会計監査実施

別表3 (評議員選任・解任委員会外部委員の報酬)

区 分	報酬額	事 由
評議員選任・解任委員会外部委員	1回 6,000円	評議員選任・解任委員会出席

別表4 (第三者委員の報酬)

区 分	報酬額	事 由
第三者委員	1回 6,000円	第三者委員会出席
	1回 6,000円	苦情対応